

庄原市立図書館運営方針

平成25年11月

庄原市教育委員会

目 次

第1 庄原市立図書館の基本方針	1
第2 庄原市立図書館の運営方針	1
1 管理運営	1
1) 広報活動	1
①ホームページの充実	
②広報紙の発行	
2) 開館日・開館時間	1
3) 図書館協議会	1
4) 職員体制	1
5) 施設・設備	1
①視聴覚資料	
②情報検索	
③配慮を要する人への対応	
2 図書館資料	2
1) 図書館資料の収集等	2
①図書館資料の収集方針	
②図書館資料の除籍基準	
③図書館資料の選書	
④庄原教科書センターの設置	
⑤博物館・資料館資料の活用	
⑥収蔵庫の確保	
2) 図書館資料の組織化	3
①資料の分類	
②資料の検索	
③資料の配架	
3 図書館サービス	3
1) 貸出サービス等	3
①図書館情報システムの更新	
②貸出しの内容等	
③相互貸借	
④貸出予約制度	
⑤督促等	
2) 情報サービス等	4
①レファレンスサービス	
②図書館利用案内	
③インターネット利用	

④複写サービス	
⑤地域課題・現代的課題に対応するサービス	
3) 多様な利用者に対応するサービス	4
①児童・青少年に対するサービス	
②高齢者に対するサービス	
③障害者に対するサービス	
④乳幼児とその保護者に対するサービス	
4) 読書活動の啓発	5
5) ボランティア活動等の促進	5
①ボランティア養成講座等の開催	
②ボランティアグループのネットワークづくり	
③保育所、小中学校、図書館等における読み聞かせ会の開催支援	
4 検討課題	5
1) 学校図書館との連携及び支援	
2) 効率的・効果的な図書館運営と環境整備	
3) 司書の配置等専門性の發揮できる業務体制づくり	
4) 図書館サービスの見直し	
5) 電子書籍、資料のデジタル化への対応	
5 見直し	5

第1 庄原市立図書館の基本方針

地域の情報拠点として、市民が必要とする資料・情報の提供を通じて市民生活を支援し、豊かな市民生活の実現を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

- (1) 市民の生涯学習の推進・課題解決のための支援
- (2) 多様な利用者に対する図書館サービスの充実
- (3) 公立図書館、学校図書館、保育所、自治振興センター等との連携・協力
- (4) 「庄原市子どもの読書活動推進計画」に基づく子どもの読書活動の推進

第2 庄原市立図書館の運営方針

基本方針を踏まえ、より良い図書館サービスを実現するために次の方針に沿った図書館運営を行います。

1 管理運営

1) 広報活動

図書館に対する市民等の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、ホームページや広報紙等を活用した情報発信など広報活動に努めます。

①ホームページの充実

図書館システムの更新（平成25年6月運用開始）にあわせたリニューアルにより、庄原市ホームページのトップ画面に「庄原市立図書館」のバナーを設置するほか、インターネット予約、予約・貸出ランキングなど新たなコンテンツを設け、利用しやすい内容とします。

②広報紙の発行

本館では毎月「田園文化センターだより」、分館では随時「図書館だより」を発行します。

2) 開館日・開館時間

市民等の利用を促進するため、利用しやすい開館日・開館時間を庄原市立図書館設置及び管理条例において定めます。

3) 図書館協議会

庄原市図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ市民等の要望・意見を反映した図書館運営に努めます。

4) 職員体制

専門的な知識・経験が活かせる体制づくりを目指し、継続的・計画的な研修等をとおして図書館業務従事者の人材育成に努めるとともに、本館・分館6館の一体性の確保と連携による総合力の発揮を図ります。

5) 施設・設備

図書館サービス向上のため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索、展示、事務管理等に必要な施設設備の確保に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を必要とする人が施設を円滑に利用できるよう施設設備の整備に努めます。

①視聴覚資料

LD・CD・DVD・T V視聴用A Vコーナーを設置します。

②情報検索

・庄原市立図書館ホームページから蔵書検索、貸出中図書予約を可能とします。

- ・館内に蔵書検索用PCを設置します。
- ・館内にインターネット検索用PCを設置します。

③配慮をする人への対応

- ・段差の解消、多目的トイレの設置など施設のバリアフリー化、車椅子の配備に努めます。
- ・拡大読書器を導入するとともに大型活字本の購入に努めます。
- ・図書館内への幼児コーナー設置に努めます。

2 図書館資料

1) 図書館資料の収集等

①図書館資料の収集方針

市民等の要望、社会の要請、地域の実情に留意し資料の収集方針を次のとおり定めます。

庄原市立図書館資料収集方針

- ・住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書等を備える。
- ・住民の関心に沿って幅広く多用な雑誌を備える。
- ・全国紙及び地方紙を備え、いずれも一定期間保管する。
- ・図書、雑誌、新聞のほかCDなどの音声資料やLD、DVDなどの映像資料を備える。
- ・庄原市の刊行物等行政資料、庄原市に関連の有る郷土資料・地域資料を収集するほか、地域に関わりの有る機関や団体等の刊行物の収集にも努める。
- ・政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。
- ・庄原市子どもの読書活動推進計画に基づき児童（乳幼児～中高生）対象図書の整備に努める。

②図書館資料の除籍基準

図書館資料の除籍基準を次のとおり定めます。

庄原市立図書館資料除籍基準（平成22年6月30日施行）

- 1 目的 この基準は、庄原市立図書館における資料の有効な保存と活用をはかるため、資料の除籍に関する必要事項を定めるものとする。
- 2 除籍の基準 除籍するものは、次の基準によるものとする。
 - (1) 破損・汚損
 - ア はなはだしい破損もしくは汚損のために修理製本等ができないもの。
 - イ 代替資料があり、修理価値のないもの。
 - (2) 亡失
 - ア 貸出資料のうち、盗難・災害その他やむを得ない事由により回収不能になったもの。
 - イ 貸出資料のうち、督促不能状態となって2年が経過したもの。
 - ウ 藏書点検により所在不明となり不明図書簿に記載ののち、2年後の藏書点検時にもなお不明が確認されたもの。
 - (3) 不用
 - ア 時間の経過により情報が古くなり、資料として利用の見込めないもの。
 - イ 改訂・新版または同種の資料の入手により、代替可能となったもの。
 - ウ 複本で利用の可能性が低くなったもの。

エ　登録後5年を経過し、利用が少なく永久保存に当たらないもの。

(4) その他館長が決定した資料。

3　除籍対象外の資料　郷土資料・貴重な資料・入手困難な資料は、原則として除籍の対象としない。

4　除籍手続　除籍にあたっては除籍図書帳簿を作成し、起案・決裁ののち除籍する。

③図書館資料の選書

図書館資料の選書にあたっては、蔵書・資料収集構成を踏まえ、館内選書協議等によりバランスのよい選書に努めるとともに、利用者からの購入リクエストへ対応します。

④庄原教科書センターの設置

庄原市立図書館本館内に「庄原教科書センター」を設置（広島県教育委員会設置）し、小学校・中学校・高等学校の検定合格となった教科書を展示します。展示は法定展示（14日間）及び期間外の常設展示も行います。

⑤博物館・資料館資料の活用

田園文化センター内の「倉田百三文学館」、「火野葦平と母マン資料室」をはじめ、市内の博物館等所蔵資料の活用を検討します。

⑥収蔵庫の確保

図書館資料の収藏能力に余力の無い現状を踏まえ、新たな収蔵スペースの確保に努めます。

2) 図書館資料の組織化

①資料の分類

図書館資料の分類は、日本十進分類法（NDC）により行います。

②資料の検索

書誌データを整備し、館内利用者検索システム及びホームページからの利用者検索システムの導入による資料検索の利便性を図ります。

③資料の配架

- ・新聞コーナー、雑誌コーナー、大型活字コーナー、AVコーナーを設置します。
- ・新刊、準新刊、ヤングアダルト向け図書は別置とします。

3　図書館サービス

1) 貸出サービス等

貸出しサービスの充実を図るとともに予約制度や複写サービス等の運用により、利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めます。

①図書館情報システムの更新

- ・平成25年6月運用開始の図書館情報システムの更新に伴い、貸出中の資料名、貸出し期限が印字される利用者カード（リライトカード）を導入するとともに、貸出中資料のインターネット予約サービスを実施します。
- ・メールサービス（予約、新着情報等）の実施を検討します。

②貸出しの内容等

- ・個人貸出しは1人5冊まで2週間以内、予約がある資料や他館の資料を除き1冊につき1回のみ2週間の延長が可能とします。

- ・団体貸出しは30冊まで4週間以内、1冊につき1回のみ2週間の延長が可能とします。
- ・幼稚園、保育所、小中学校などの団体登録を推進します。

③相互貸借

- ・県立図書館及び県内市町立図書館間の相互貸借制度を活用します。
- ・広島県立図書館教弘文庫・互助文庫の活用を推進します。

④貸出予約制度

- ・貸出し中の資料予約については、予約申込書を提出の上5冊まで予約可能とします。
- ・図書館情報システムの更新に伴い貸出中資料のインターネット予約サービスを実施します。
- ・広島県立図書館インターネット予約貸出しサービスの活用を推進します。

⑤督促等

- ・返却期限後1ヶ月を経過した場合に督促（電話督促、督促通知書の送付）を行います。
- ・破損又は紛失した場合は、原則として現物弁償とします。

2) 情報サービス等

①レファレンスサービス

利用者の求めに応じ、資料・情報の提供・紹介等をおこなうレファレンスサービスの充実・高度化に努めます。

②図書館利用案内

書架案内の掲示、幼児・児童向けを含めた図書館利用案内リーフレットの作成により利用者の利便性を図ります。

③インターネット利用

館内にインターネット接続のパソコンを設置し、利用者は利用申請書を提出の上30分間に限り利用できることとしています。利用者のパソコン持ち込みについては専用ブースが無いため、原則として認めないこととします。

④複写サービス

著作権法第31条遵守の上実施し、B5からA3の範囲内で1枚につき実費相当額10円を徴収します。

⑤地域課題・現代的課題に対応するサービス

市民等の生活や仕事に関する課題や地域課題の解決に向けた活動を支援するためのサービスの実施に努めます。選書に配慮するとともに特別展示、企画展示の実施や関係機関との連携を進めます。

3) 多様な利用者に対応するサービス

多様な利用者の利用を促進するための以下に掲げるサービスの充実及び検討を進めます。

①児童・青少年に対するサービス

- ・学校図書館との連携及び支援
- ・市立図書館にコーディネーターを配置し学校図書館を支援する仕組みづくり
- ・市立図書館と学校図書館部会とのネットワーク会議の開催による情報交換・連携の推進
- ・団体貸出し制度の活用の推進
- ・必読書・推薦図書の選定リストを作成し学校等への情報提供

- ・児童コーナーの設置
- ・児童・中高生を対象にした図書資料の整備充実、推薦図書展示コーナー（ヤングアダルトコーナー）の設置
- ・「子ども司書養成講座」実施への協力
- ・中学校生徒職場体験の受け入れ

②高齢者に対するサービス

- ・拡大読書器の導入
- ・大型活字本の購入

③障害者に対するサービス

- ・CD、カセットテープ（音楽、文学、落語）等音声メディアの整備
- ・広島県立視聴覚障害者情報センターの活用
- ・朗読ボランティアとの連携

④乳幼児とその保護者に対するサービス

- ・読み聞かせ会の開催
- ・赤ちゃんに絵本を届ける活動
- ・ブックスタート事業との連携
- ・大型絵本・紙芝居等乳幼児対象資料の整備
- ・DVD（アニメ等）上映会や紙芝居の開催

4) 読書活動の啓発

「読書週間」、「子ども読書の日」における広報、啓発コーナー・推薦図書コーナーの設置などをとおして読書活動の啓発に努めます。

5) ボランティア活動等の促進

読書活動ボランティアの育成・支援を進め、小中学校、保育所等との連携による子どもの読書活動を推進します。

①ボランティア養成講座等の開催

②ボランティアグループのネットワークづくり

③保育所、小中学校、図書館等における読み聞かせ会の開催支援

4 検討課題

次の事項については重点課題として、継続的に協議・検討を進めます。

1) 学校図書館との連携及び支援

2) 効率的・効果的な図書館運営と環境整備（分館管理運営のあり方、施設改修など）

3) 司書の配置等専門性の發揮できる業務体制づくり（人材育成、人材確保、本館・分館管理運営手法の検討など）

4) 図書館サービスの見直し（開館日・開館時間の見直し検討、図書利用カード発行対象者要件の撤廃など）

5) 電子書籍、資料のデジタル化への対応

5 見直し

この方針は必要に応じて見直すものとする。